

居宅介護支援事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長
船橋市 包括支援課長

訪問介護の生活援助中心型サービスにおける訪問回数の多い
居宅サービス計画の届出について

日頃より本市介護保険事業にご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、平成30年10月1日より、一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置付ける場合、市に届出が必要となります。
つきましては、居宅介護支援事業所の皆様におかれましては、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

届出対象となる居宅サービス計画

平成30年10月1日以降に作成または変更^(※1)し、利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画で、下表のとおり、1月あたり一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）^(※2)を位置づけたもの。

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

- ※1 認定を更新した場合など認定の有効期間満了に伴い改めて計画を作成した場合や、認定の有効期間内であっても、目標の見直しや身体状況の変化等により計画に位置付けたサービス内容等を変更した場合。
※2 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在するケース（例：身体1生活1）は、一定回数の算定に含めない。

届出が必要な書類

一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由^(※3)が記載してある居宅サービス計画（1表から4表、6表、7表）の写し及び当該計画の作成に係るアセスメント資料の写し

- ※3 当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護の利用が必要となる理由。計画に当該理由の記載があれば、理由書等の別途作成は不要。

届出期限

当該計画を作成または変更した月の翌月末日までに介護保険課へ届出^(※4)

- ※4 直近の期限は、平成30年10月作成または変更の計画を11月末日までに届出。

ケアプランの検討会議

届出後は、ケアプランの検討会議等の開催にて、当該ケアプランについて検討を行います。
検討会議の結果等につきましては、後日、地域包括支援センターよりご連絡いたします。

<届出について>
船橋市健康・高齢部 介護保険課 資格給付係
Tel : 047-436-2304 Fax : 047-436-3307
<検討会議について>
船橋市健康・高齢部 包括支援課 地域包括支援係
Tel : 047-436-2882 Fax : 047-436-2885